



■ 目次

FASBがVIEおよび金融資産の譲渡に関する追加開示の最終基準を12月15日迄に公表予定
その他のFASB関連記事
SEC職員が有効期限切れの発行登録届出書の差替えを行う企業のためのガイダンスを公表
SEC職員がTARP資本注入プログラムに関連した委任状をファイリングする金融機関とコメントを共有
ASBがサービス機関に関するガイダンス案を公表
AICPAがSSARSの適用可能性に関するガイダンス案を公表
12月の予定

■ FASBがVIEおよび金融資産の譲渡に関する追加開示の最終基準を12月15日迄に公表予定

米国財務会計基準審議会(FASB)は2008年12月15日までにFASB職員意見書(FSP) FAS 140-4 and FIN 46(R)-8を公表予定であることを発表しました。このFSPにより、公開企業は(1)適格特別目的事業体への金融資産の譲渡および(2)変動持分事業体(VIEs)への関与に関する追加開示を行うことが義務付けられることとなります。これらの開示は2008年12月15日より後に終了する期中あるいは年度の報告期間から提供しなければなりません(すなわち、12月決算の公開企業は2008年の年度財務諸表から遵守の必要があります)。従って、公開企業は追加開示をまとめるため迅速に対応する必要があります。

FASBがこのFSPを公表する目的は、FASB基準書第140号「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理」(FAS 140)およびFASB解釈指針第46号(R)「変動持分事業体の連結」(FIN 46(R))の修正に関する広範囲の検討の中間ステップとして、公開企業による開示を強化することにあります。

▼ この追加開示に関する具体的な情報については以下のFASBウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fasb.org/news/nr112108.shtml>

■ その他のFASB関連記事

プロジェクトの更新: FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 概念フレームワーク・プロジェクト
http://www.fasb.org/project/conceptual_framework.shtml
- FAS 132(R) – 制度資産の開示
http://www.fasb.org/project/fas132r_disclosures_about_plan_assets.shtml
- バリュエーション・リソース・グループ
http://www.fasb.org/project/valuation_resource_group.shtml

11月24日の会議の概要: FASBは (1) FAS 140 および FIN 46(R) の開示要件 (2) FASBによる発生問題専門委員会(EITF)の合意および公開合意案の承認、について議論を行いました。FASBの11月24日の会議の概要は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/action/sbd112408.shtml>

■ SEC職員が有効期限切れの発行登録届出書の差替えを行う企業のためのガイダンスを公表

米国証券取引委員会(SEC)の企業財務部門は有効期限切れとなる発行登録届出書(shelf registration statements)の差替えの登録届出書を提出する発行体のためのガイダンスを公表しました。2005年、SECは発行登録規則を改訂して多くの発行登録届出書に有効期限を設けました。2005年12月1日より前に発効となった発行登録届出書の有効期限は2008年12月1日となります。

このSECのガイダンスは、Q&A集の形式によって、過去に登録された有価証券の継続的な公募、そのような有価証券を差替え版の登録届出書に含めること、過去に支払った手数料との相殺のための新たな手数料債務の使用に関連して、Rule 415(a)(5)および(6)がどのように機能するかを説明しています。

▼ このガイダンスの全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/guidance/415a5guidance6.htm>

■ SEC職員がTARP資本注入プログラムに関連した委任状をファイリングする金融機関とコメントを共有

2008年緊急経済安定化法の一部として、不良資産救済プログラム(TARP)が創設されました。このプログラムに基づき、米国財務省は適格な金融機関に資金を提供するための資本注入プログラム(CPP)を制定しました。このプログラムに参加するため、CPPの予備承認を受けた金融機関は財務省に対して特定の有価証券を発行する契約を締結しなければなりません。

多くの場合、有価証券を発行しようとする金融機関は、有価証券の発行許可を得るために株主の承認を申請・取得しなければならないことがあります。通常はこのプロセスのために企業はSECに委任状を提出する必要があります。金融機関の速やかな委任状開示作成および委任状のファイリング・プロセス実施を支援するため、SECの企業財務部門はそのファイリング・レビューにおいて公表した実際のコメントを含んだ文書を公表しました。

▼ この文書は以下のSECのウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/cffilingguidance.htm>

■ ASBがサービス機関に関するガイダンス案を公表

アメリカ公認会計士協会(AICPA)の監査基準審議会(ASB)はサービス機関に関する二つの関連する公開草案を公表しました。この公開草案は、監査基準書第70号「サービス機関」に優先するものとなります。コメント募集期間は2009年2月17日まで。

保証業務基準書(SSAE)案「サービス機関における統制に関する報告」 – このSSAEは、ユーザー企業に対してサービスを提供する機関における統制がユーザー企業の財務報告に関連する情報システムおよびコミュニケーション・システムの一部となっている可能性が高い場合に、当該統制について監査人が報告するために行う調査エンゲージメントに対応するものです。

http://www.aicpa.org/download/auditstd/SSAE_ED_Service_Organizations.pdf

- **保証業務基準書案「サービス機関を利用する企業に関連する監査上の検討事項」(再起草)** – このSAS案は、一つ以上のサービス機関を利用する企業の財務諸表の監査において、十分かつ適切な監査証拠を入手する監査人の責任に対応するものです。

http://www.aicpa.org/download/auditstd/SAS_ED_Service_Organizations.pdf

■ AICPAがSSARSの適用可能性に関するガイダンス案を公表

AICPAの会計およびレビュー業務委員会(ARSC)は「会計およびレビュー業務基準の適用可能性」と題する会計及びレビュー業務基準(SSARS)を公表しました。承認されれば、この基準案はSSARSの適用可能性を改訂するためにAR 100「財務諸表のコンピレーションおよびレビュー」を修正することになり、従ってAU 722「期中財務情報」の規定が適用される場合にはSSARSは適用されません。

このSSARS案は、監査基準審議会(ASB)が今年前半に公表したAU 722の修正案に関連して公表されています。これらの修正に基づき、非発行体の期中財務情報のレビューが特定の条件を満たすことを条件にAU 722の適用対象に入ることになります。

このSSARS案へのコメント募集は2009年1月9日まで。

▼ このSSARS案の全文は以下のAICPAウェブサイトからご覧いただけます。
http://www.aicpa.org/download/auditstd/SSARS_18_ED_Applicability.pdf

■ 12月の予定

- FASBおよび国際会計基準審議会(IASB)は12月3日に東京で共同のグローバル金融危機円卓会議を開催。
- FASBは12月10日、17日、23日に会議を開催。
- FASBは12月3日、10日、17日、23日に教育セッションを開催。
- FASBは12月12日に中小企業諮問委員会を開催。
- 財務会計基準諮問評議会は12月15日に会議を開催。
- SECは12月3日に公開会議を開催。
- 政府会計基準審議会(GASB)は12月16日から18日まで会議を開催。
- 財務会計基準諮問審議会(FASAB)は12月17日から18日まで会議を開催。
- IASBは12月15日から19日まで会議を開催。
- 国際監査・保証基準審議会は12月8日から11日まで会議を開催。

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.